

# 国民総背番号制（マイナンバー制度） の更なる拡充！

## ——国民は喜んで管理・監視社会にしたいのか？——

東京や横浜の地方裁判所でマイナンバー違憲訴訟が行われ、原告からは自己情報コントロール権が主張されたり、生活保護相談事務でのマイナンバー制度の煩雑さや役立たない状況が語られています（2019年6/25 東京地裁）。

でも、マイナンバー“カード”の活用拡大為の法律（健康保険法改正案・デジタルファースト法案・戸籍法改正案）がすべて先の国会でほとんど議論もなく成立してしまいました。

6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議で“マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針”が決定され全市町村に通知されています。国は2022年にすべての住民がマイナンバーカードを保有することを想定して諸々の目標を設定しています。（現在1564万枚12.2%の普及ですが）



### 消費活性化策としてカード利用

消費税率引き上げによる消費停滞の対応として”自治体ポイント”にマイナンバーカードを活用。①2019年度末までにマイキープラットフォーム運用協議会に全地方公共団体の参加を（4/22 現在 376 団体参加・内利用は 100 団体）。②ポイントのプレミア率（早期申込者への割り増しも）。③利用店舗の参加促進を提示しています

### マイナンバーカードの健康保険証利用

マイナンバーカードの公的個人認証機能によりオンラインで保険資格を確認。写真付きのマイナンバーカードを健康保険証として利用。2021年3月から本格運用。2022年度中の概ねすべての医療機関での導入を予定。

マイナンバーカードを「お薬手帳」に、医療機関での「診察券」として、更に病院窓口における“顔認証”活用での本人確認が示されています。

ポイントカードの為、健康保険証としての利用の為全住民にマイナンバーカードを持たせるため、そのための施策として小規模医療機関への重点的補助、国家公務員・地方公務員は2019年度中にカードを一斉に取得するよう推進。全業所管官庁から各団体・業界団体を通じてカード取得を促進。

そのため“市町村の要請を受けて”ハローワークの窓口で、税務署で、運転免許センターで、病院・介護施設で、又学校の入学式・運動会で、郵便局の窓口で、地方出入国在留管理局で出張申請サービスを展開すると言います。市町村の職員が出張するのだろうか？財源は自治体持ちか、国負担か？

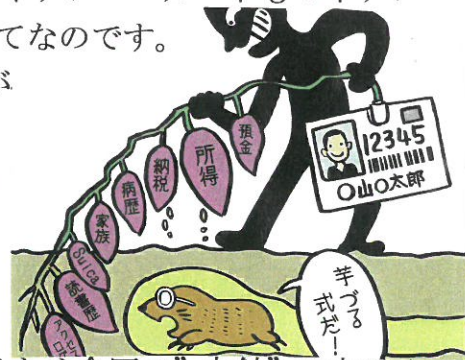
マイナンバーカードを全住民に持たせるため『義務ではなく使う事が出来る規

定の健康保険証』に使わせようとしています。共通番号法における番号カード取得の任意性・自己選択性が全く無視されています。しかも「マイナンバーカードの健康保険証利用はマイナンバーを使っているのではない。カードの中にある公的個人認証の利用だからマイナンバーと診療情報が紐付くことはない」と言ってマイナンバーとの関係を否定しています。

しかし公的個人認証は 11 桁の住基ネットコードから導き出されるし、マイナンバー（共通番号）も住基コードから導き出されます。各自治体の持っている住民の個人情報は各自治体の” 団体内宛名番号” と” 機関符号” との間で情報連携されていますが、それぞれの番号や符号も最終的にマイナンバー・住基コードに結びつくのです。

” 住基ネットの 11 桁の番号とマイナンバー 12 桁の番号の国民総背番号” によって一人のあらゆる情報が国家の元に一元管理されるのがまさに” マイナンバー制度” です。これが最も重要な点です。マイナンバーカードもマイナンバーの番号もマイナンバー制度を造るための手立てなのです。

だから自治体情報政策研究所の黒田充代表が指摘するように” 番号によって様々な個人情報が集められ其の人がどのような人物なのか推定・選別されるプロファイリングされることとなるマイナンバー制度そのものを反対しなければならない” のです。



国はこのマイナンバー制度を更に進化させるため今回の” 方針” の中で「マイナンバーカード読み取り対応の” スマートフォン” の拡大等の公的個人認証の利便性向上」をはっきりと示しています。「いつでもどこでもスマートフォンを用いて云々・・・」とスマートフォンでマイナンバー制度を完成させようとしています。其の入口が今回の住民すべて（在留外国人・特定技能 1 号外国人・技能実習生も含めて）にマイナンバーカードを持たせようとするものです。

個人の医療情報が一元管理されること、しかもこのビックデータをグローバル企業が自由に利活用することがマイナンバー制度のもう一つの重要な役割であり、問題点です。「個人情報保護法」はすでに改正されており、匿名化された個人情報はセンシティブな情報でも個人情報ではない。自由に企業が使っていると・・・。

日本の国民は” 個人の尊厳の尊重” よりも” 自立・自決” よりもグローバル企業に国家に管理され、企業の経済利益拡大の為に自由に個人情報を使われ、自分の好みを知られ自動的に” これがあなたが今欲しているものです” とスマートフォンの上に提示される社会を望み喜んでいるのでしょうか???

ジョージオーウェルの『1984 年』の世界はもう目の前です。いやもう来てしまっているのかも。

” 民主主義と自治そして平和主義” ふじしろ政夫 047-445-9144

\* 4 月 8 日以降の活動報告ホームページに掲載しています。

「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。